

6 社会資本整備の推進
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-2地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化
国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。
- 箕沖地区は、寄港するコンテナ船の大型化により、岸壁の必要延長が不足している。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区へ頭再編改良事業の(岸壁、航路・泊地)早期完成が求められている。



6 社会資本整備の推進
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-3 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道系崎港の航路・泊地整備

- 機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を軽減するなど非効率な輸送を余儀なくされている。



3 観光・交流の拠点となる福山港・厳島港の港湾機能の強化

- 福山港鞆、原北地区は、山側トンネルを含むバイパス整備事業と併せて、交通・交流拠点整備を図るため、令和2年12月に港湾計画の変更を行った。「みなとオアシス潮待ちの港 鞆の浦」の拠点と一体化した新たな港湾振興、観光振興を図る。
- 宮島口地区の新ターミナルと浮棧橋は、昨年2月に供用開始した。今後は、ターミナルへ円滑に誘導するアクセス道路等の整備が求められている。



6 社会資本整備の推進

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

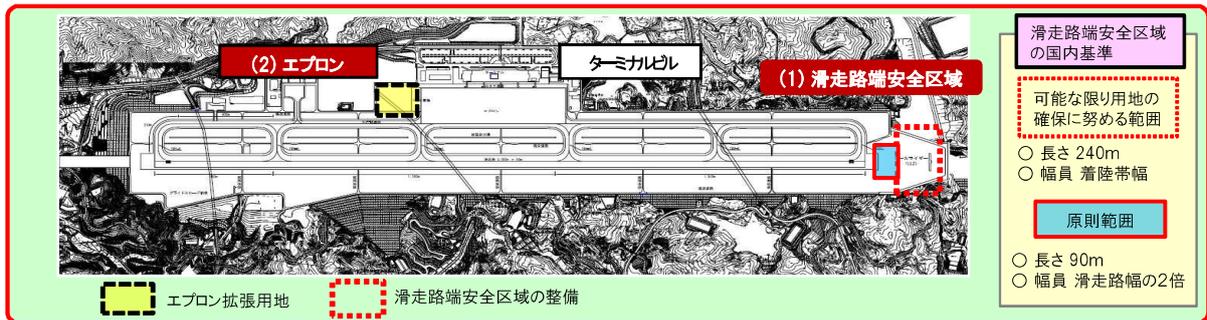
国への提案事項

1 訪日誘客支援空港制度の令和4年度以降の継続

地方空港における国際線の復便・新規就航等を推進する「訪日誘客支援空港制度」について令和4年度以降についても継続すること。

2 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備に向けた準備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンが拡張されるよう、特段の配慮をすること。



【提案先省庁：国土交通省】

6 社会資本の整備

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

現状/広島県の取組

【訪日誘客支援空港制度】

- 広島空港は、H29.7に「訪日誘客支援空港」に認定され、この制度を活用し、路線の就航時に国と連携して航空会社に支援を行うことで、H29.10のシンガポール線、R元.12のバンコク線就航が実現した。

【滑走路端安全区域の確保】

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置づけられている。
- 滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は滑走路全体を東側に移設させる方針である。

課題

【訪日誘客支援空港制度】

- 訪日客の受入れ再開後においては、ただちに需要の回復が見込めないため、地方空港における国際線の復便や新規就航等には、当該制度が航空会社の復便等の後押しとなるが、制度の令和4年度以降の継続が明確となっていない。

【滑走路端安全区域の確保】

- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める必要がある。

【エプロンの拡張】

- コロナの回復状況を踏まえながら、東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、エプロンの拡張が必要である。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

① 弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化

② 保健医療福祉事業を充実すること

- 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
- 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、早期移転すること

④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

⑤ 在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
- 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと

② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)

③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと

④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁:内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等
 (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状	課題												
<h3>1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化</h3>													
<p>○ 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。</p> <p>○ 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。</p> <p>○ 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。 【被爆者数及び平均年齢(令和2年3月末現在)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被爆者数</th> <th>平均年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県 (広島市を除く)</td> <td>16,959人</td> <td>85.1歳</td> </tr> <tr> <td>広島市</td> <td>44,836人</td> <td>82.8歳</td> </tr> <tr> <td>県全体</td> <td>61,795人</td> <td>83.4歳</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被爆者数	平均年齢	広島県 (広島市を除く)	16,959人	85.1歳	広島市	44,836人	82.8歳	県全体	61,795人	83.4歳	<ul style="list-style-type: none"> ● 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。 ● 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。 ● また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。 ● 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。
区分	被爆者数	平均年齢											
広島県 (広島市を除く)	16,959人	85.1歳											
広島市	44,836人	82.8歳											
県全体	61,795人	83.4歳											

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等
 (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状	課題						
<h3>2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善</h3>							
<p>○ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被爆者の高齢化が進む中で、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。 ● 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。 						
<h3>3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化</h3>							
<p>○ 毒ガス障害者援護制度(国の要綱により実施)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療給付</td> <td>毒ガスに起因する疾病のみ</td> </tr> <tr> <td>介護救済措置</td> <td>毒ガスに起因する在宅介護費用のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。</p>	区分	対象	医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ	介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。 ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。 ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。
区分	対象						
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ						
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ						

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

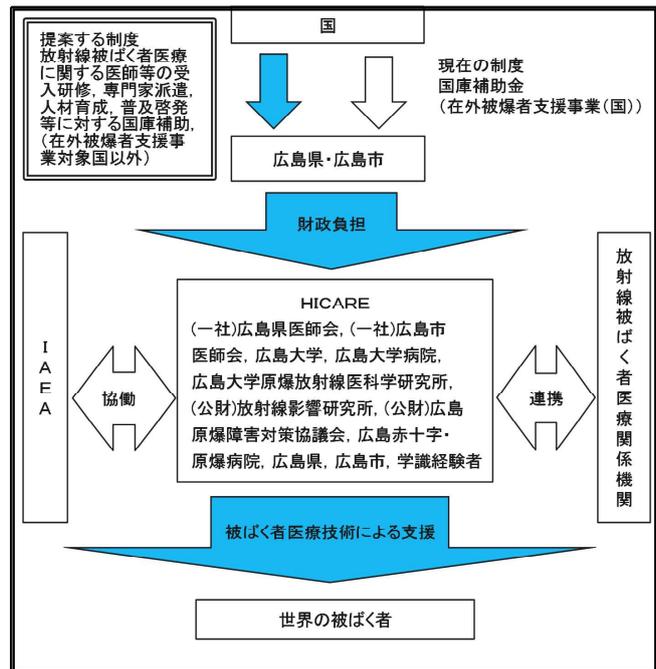
1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁:内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ37か国・地域768名(令和3年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ17か国219名(令和3年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
 - ・ 国際医療研修, 医学生のIAEAへのインターン派遣, 共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
 - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
 - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
 - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
 - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

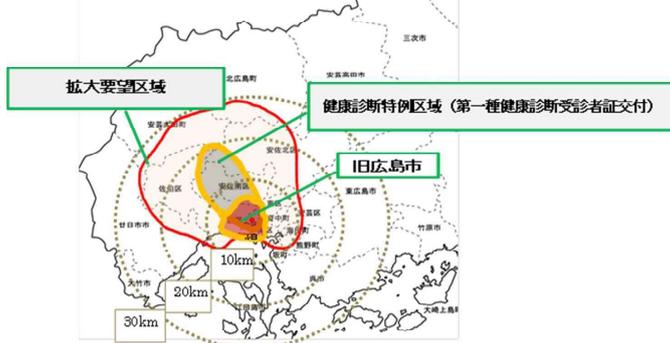
(3) 「黒い雨地域」の早期拡大等について

国への提案事項

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件に伴う、「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討について、

- 「黒い雨」体験者の高齢化が進んでいることを踏まえ、令和3年度中に「黒い雨地域」の拡大を実現すること。
- 「黒い雨地域」の拡大が実現した場合に対応する財政措置がなされること。

参考 現行の「健康診断特例区域」と、平成22年7月の「拡大要望区域」



【第一種健康診断受診者証】

○左記の健康診断特例区域内に在った者は、被爆者健康手帳所持者と同様に無料で健康診断を受診することができる。



○特定の疾病にかかっている場合は、被爆者健康手帳が交付され、健康管理手当が支給される。

【提案先省庁：厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3) 「黒い雨地域」の早期拡大等について

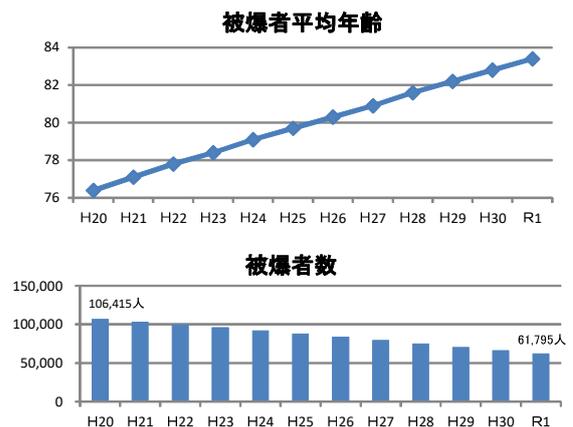
現状

- 1 「黒い雨地域」の拡大要望
 - 平成20年～22年に広島県・広島市が原爆体験者等健康意識調査を実施。
 - この調査結果をもとに、平成22年7月及び平成24年7月に広島県及び関係市町が国へ「黒い雨地域」の拡大を要望。
 - 平成24年7月18日、国の検討会の報告書で「広島原爆由来の放射線被ばくがあったとは考えられない」とされ、「黒い雨地域」の拡大には至っていない。
- 2 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件
 - 「黒い雨地域」外の「黒い雨」体験者が被爆者健康手帳の交付等を求めた訴訟で、広島県・広島市が敗訴した。(令和2年7月29日・広島地裁判決)
 - 国は、『「黒い雨地域」の拡大も視野に入れた再検討』を行う方針を示し、広島県・広島市は広島高裁へ控訴した。(令和2年8月12日)
 - 令和3年3月末までに検討会が計3回実施された。

課題

- 「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、「黒い雨地域」の早期拡大が求められる。
- 「黒い雨地域」の拡大が実現した場合に、それに対応する財政措置がなされる必要がある。

<参考> 広島県内の被爆者平均年齢及び被爆者数の推移



※数値は各年度末現在